

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第102号）
 （文化市民局市民スポーツ振興室及び建設局みどり政策推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、都市公園の使用料及び有料公園施設の利用料金の上限額の適正化を図るため京都市都市公園条例を改正することとしました。

1 使用料及び有料公園施設の利用料金の上限額の改定

(1) 公園を占用し、又は利用する場合の使用料

区 分	使用 単位	単位 期間	使 用 料	
			改正前	改正後
業として行う写真撮影	1回	1時間	円 3,310	円 <u>3,370</u>
業として行う映画撮影			6,730	<u>6,860</u>

(2) 有料公園施設利用料金

区 分		利用 単位	単位 期間	利 用 料 金					
				改正前		改正後			
有料公園	有料公園施設				日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日	
岡崎公園	野球場	1面	1時間	円	円	円	円	円	円
				3,390	2,050	<u>3,450</u>	<u>2,090</u>		
テニスコート	2,050			1,640	<u>2,090</u>	<u>1,670</u>			
一乗寺公園	野球場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>		
岩倉東公園	野球場兼運動場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>		
朱雀公園	野球場兼運動場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>		
東野公園	野球場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>		
勧修寺公園	野球場兼運動場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>		
	テニスコート			2,050	1,640	<u>2,090</u>	<u>1,670</u>		
殿田公園	野球場兼運動場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>		
吉祥院公園	野球場					3,390	2,050	<u>3,450</u>	<u>2,090</u>
	球技場			全面		5,340	3,280	<u>5,430</u>	<u>3,340</u>
				半面		2,670	1,640	<u>2,710</u>	<u>1,670</u>
	ミニコ					1,500	1,000	<u>1,520</u>	<u>1,010</u>

			ート				
			1面				
上鳥羽公園	野球場		1面	2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>
桂川緑地久	第1球技場			2,670	820	<u>2,720</u>	<u>830</u>
我橋東詰公	第2球技場			2,160	720	<u>2,200</u>	<u>730</u>
園	第3球技場			1,740	510	<u>1,780</u>	<u>520</u>
	運動場兼ソフトボール場			2,670	820	<u>2,720</u>	<u>830</u>
	テニスコート			920	720	<u>940</u>	<u>730</u>
西院公園	テニスコート			2,050	1,640	<u>2,090</u>	<u>1,670</u>
牛ヶ瀬公園	野球場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>
小畑川中央	野球場兼運動場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>
公園	テニスコート			2,050	1,640	<u>2,090</u>	<u>1,670</u>
三栖公園	野球場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>
	テニスコート			2,050	1,640	<u>2,090</u>	<u>1,670</u>
下鳥羽公園	球技場			3,600	2,570	<u>3,660</u>	<u>2,610</u>
伏見公園	野球場兼運動場			2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>
伏見桃山城	野球場			3,390	2,050	<u>3,450</u>	<u>2,090</u>
運動公園	野球場	野球又はソフトボールのために利用する場合	半面	2,670	1,640	<u>2,720</u>	<u>1,670</u>
	兼運動場	その他の場合	1面				

備考1 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

2 本表は、京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成30年12月21日京都市条例第38号、平成31年4月1日施行）による改正内容を反映している。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第102号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「使用させる」を「利用させる」に改める。

別表第2 2備考以外の部分中 「

3,310
6,730

」 を 「

3,370
6,860

」 に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利 用 単 位	単 位 期 間	利 用 料 金		
有 料 公 園	有 料 公 園 施 設			ア	イ	
岡 崎 公 園	野 球 場	1 面		円	円	
				3,450	2,090	
	テニスコート			2,090	1,670	
一 乗 寺 公 園	野 球 場			2,720	1,670	
岩 倉 東 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,720	1,670	
朱 雀 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,720	1,670	
東 野 公 園	野 球 場			2,720	1,670	
勸 修 寺 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,720	1,670	
	テニスコート			2,090	1,670	
殿 田 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,720	1,670	
	野 球 場			3,450	2,090	
				全 面	5,430	3,340

吉祥院公園			半 面	2,710	1,670
	球 技 場		ミニコ ート1 面	1,520	1,010
上鳥羽公園	野 球 場		1 時 間 1 面	2,720	1,670
桂川緑地久我橋 東詰公園	第 1 球 技 場			2,720	830
	第 2 球 技 場			2,200	730
	第 3 球 技 場			1,780	520
	運動場兼ソフトボ ール場			2,720	830
	テ ニ ス コ ー ト			940	730
西院公園	テ ニ ス コ ー ト			2,090	1,670
牛ヶ瀬公園	野 球 場			2,720	1,670
小畑川中央公園	野 球 場 兼 運 動 場			2,720	1,670
	テ ニ ス コ ー ト			2,090	1,670
三栖公園	野 球 場			2,720	1,670
	テ ニ ス コ ー ト		2,090	1,670	
下鳥羽公園	球 技 場		3,660	2,610	
伏見公園	野 球 場 兼 運 動 場		2,720	1,670	
伏見桃山城運動 公園	野 球 場		3,450	2,090	
	野 球 場 兼 運 動 場	野球又はソ フトボール のために利 用する場合	半 面	2,720	1,670
		その他の場 合	1 面		

付	属	設	備	別に定める。
---	---	---	---	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為及び有料公園施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室及び建設局みどり政策推進室)